

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等についてお知らせします

1. 経過と概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率(以下「健全化判断比率等」といいます。)を算定することが義務付けられました。

また、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、又は資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。

健全化判断比率等の公表は平成19年度決算から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成20年度決算から適用されています。

2. 健全化判断比率とは

健全化判断比率とは、次の4つの指標をいいます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

連結実質赤字額: 全会計の赤字額(資金不足額)から黒字額(資金剰余額)を引いた額

$$\text{実質公債費比率} \text{ (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金等) - (特定財源 + 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※一般会計が負担しなければならない実質的な借入金の返済額が、標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

地方債の元利償還金等: 一般会計の地方債償還だけでなく、特別・企業会計や広域連合の地方債償還額のうち、一般会計が負担しなければならないものを含みます。

特定財源: 地方債の償還に充当される都市計画税や市営住宅使用料など

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

※第三セクター等まで範囲を広げた上で、一般会計等が負担しなければならない実質的な負債の残高が、標準的な収入(元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く)に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

将来負担額: 一般会計等の地方債現在高、企業会計や広域連合の地方債現在高のうち一般会計等からの負担見込額、職員に対する退職手当支給予定額や第三セクター等の負債のうち一般会計の負担見込額など

(単位:%)

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和元年度	実質赤字額なし	実質赤字額なし	9.3	56.9
令和2年度	実質赤字額なし	実質赤字額なし	9.5	52.2
令和3年度	実質赤字額なし	実質赤字額なし	9.6	42.5
早期健全化基準	12.19	17.19	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

3. 資金不足比率とは

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※各企業会計の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標

(単位:%)

資金不足比率	
令和元年度	2.5(病院会計)
令和2年度	該当する会計なし
令和3年度	該当する会計なし
経営健全化基準	20.0